



やさしさふれあいの西東京に暮らし まちを楽しむ



西東京

主な内容

- 「病後児保育室ぱんだ」一時移転…2
- 都営住宅の入居者募集…3
- 市民農園の利用者募集…4
- 姉妹都市・友好都市に出掛けよう…4
- ロードレース大会に伴う交通規制…8

No.351

平成27年(2015)

2/1

市役所代表番号 ☎042-464-1311

発行/西東京市

編集/企画部秘書広報課 〒188-8666 東京都西東京市南町5-6-13

配布/シルバー人材センター ☎042-425-6611

詳しくはWebで [西東京市Web](http://www.city.nishitokyo.lg.jp)

HPアドレス <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/>

携帯電話 <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/mobile/>



2月16日(月)から 税の申告が始まります

申告期間

2月16日(月)

3月16日(月)

申告受付期間中の市民税課への電話

2月16日(月)～3月16日(月)は、市民税課職員が多くが受付会場に移動しているため、電話がつながりにくい場合や、呼出音が鳴っていても、すぐに対応できない場合があります。

電話でのお問い合わせは、できる限り2月13日(金)までをお願いします。ご理解とご協力をお願いします。

◆市民税課 ☎(042-460-9827・9828)

市民税・都民税の申告は市役所へ



私は市・都民税の申告をする必要があるの?

スタート

平成27年1月1日現在、西東京市にお住まいですか?

いいえ

市・都民税の申告が必要です

はい

平成27年1月1日現在、西東京市内に事業所や家屋敷(単身赴任中の人^{※1})がありますか?

いいえ

平成27年1月1日現在の居住地にお問い合わせください

はい

市・都民税の申告は必要ありません(※1)

平成27年1月1日現在で西東京市にお住まいの方の確定申告書・源泉徴収票などで扶養親族となっていますか?

いいえ

平成26年1～12月に収入はありましたか?

いいえ

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険にご加入の方(※2)、非課税証明書が必要な方は、収入がなかったという内容の市・都民税の申告が必要です

はい

平成26年分の確定申告をしますか?

はい

市・都民税の申告は必要ありません

平成26年中の収入は、給与所得・公的年金所得以外にありましたか?

いいえ

市・都民税の申告は必要ありません(※3)

はい

給与所得・公的年金所得の支払報告書(源泉徴収票と同じ内容のもの)は、支払元から市役所へ提出されていますか?

はい

市・都民税の申告が必要です

- ※1 非課税証明書に所得金額の記載が必要な方は、市・都民税の申告が必要です。
- ※2 所得金額により保険料などの軽減を受けられる場合があります。
- ※3 扶養控除や生命保険料控除などの控除内容が、支払報告書の内容から変更になる場合には、確定申告または市・都民税の申告が必要な場合があります。

控除対象となる社会保険料などの確認は?



国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料

申告額は平成26年1月1日～12月31日に支払った額(過年度分を平成26年中に支払った場合を含む)です。申告の際に領収書の添付は不要です。

◆保険年金課 ☎(042-460-9822) ……国民健康保険料

◆保険年金課 ☎(042-460-9823) ……後期高齢者医療保険料

◆高齢者支援課 ☎(042-438-4031) ……介護保険料

◆国民年金保険料

確定申告には、次のものが必要です。

①平成26年1月1日～9月30日に納付された方…11月上旬に送付済みの控除証明書と10月1日以降に納付した保険料の領収書

②10月1日～12月31日の間に、平成26年に初めて保険料を納付された方…2月上旬に送付する控除証明書

☎控除証明書再交付専用ダイヤル ☎(0570-058-555 ※3月16日(月)まで)

※050から始まる電話からは ☎(03-6700-1144)へ

武蔵野年金事務所 ☎(0422-56-1411)

◆保険年金課 ☎(042-460-9825)

介護保険サービス利用料・おむつ代は医療費控除の対象となります

◆介護保険サービス

平成26年中に支払った介護保険サービスの利用者負担額が「医療費控除」の対象となる場合があります。なお、申告の際には医療費控除の対象金額が記載された領収書の添付が必要です。控除対象などはお問い合わせください。

◆高齢者支援課 ☎(042-438-4030)

◆おむつ代

医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、過去におむつ代の医療費控除を受けたことがあり、要介護認定を受けている方は、介護保険主治医意見書内容確認書で代用できることもあります。

その場合は、おむつの使用を証明する一定の要件を満たしている必要がありますので、あらかじめお問い合わせください。

◆高齢者支援課 ☎(042-438-4105)

市民税・都民税と簡易な所得税の確定申告の相談・申告の受付窓口

申告に必要なものなどについては、市報や市報1月15日号をご覧ください。

☐相談・申告の受付窓口

場所	日程	受付時間	市民税・都民税の申告		所得税の確定申告	
			相談	提出のみ	相談	提出のみ
出張窓口 住吉会館ルピナス 下保谷福祉会館 ひばりが丘公民館 柳沢公民館 新町福祉会館 芝久保公民館	2月2日(月)	午前9時30分～11時30分・午後1時～3時30分 ※午前9時までは会場に入れませんので、ご注意ください。	○	○	-	○
	2月3日(火)		○	○	-	○
	2月4日(水)		○	○	-	○
	2月5日(木)		○	○	-	○
	2月6日(金)		○	○	-	○
田無庁舎2階展示コーナー	2月16日(月)～3月16日(月)	午前9時～午後4時 ※2月20日(金)・27日(金)は、夜間窓口(午後6時～8時)も開設	○	○	○	○
保谷庁舎1階市民課隣臨時窓口	2月16日(月)～3月9日(月)	午前9時～午後4時	○	○	-	○
防災センター6階	3月10日(火)～16日(月)		○	○	○	○
防災センター6階 ※税理士による無料申告相談	2月9日(月)～13日(金)	午前9時30分～11時30分・午後1時30分～3時30分	-	-	○	○

市でご相談できる所得税の確定申告は、給与所得者の還付申告や公的年金等の申告など簡易な確定申告です。土地・建物・株式の売却による譲渡所得などの分離課税を含む申告や、初めて住宅ローン控除を受ける方の申告、雑損控除・災害減免・外国税額控除の申告、事業所得の収支内訳書・決算書の書き方など、内容が複雑な申告は税務署でご相談ください。

※「提出のみ」は、税額の計算まで内容が全て記入済みの申告書をお預かりするものです。

※各窓口の受付時間は、混雑の状況により早く締め切る場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※受付初日と受付締切間際は、窓口が大変混み合います。混雑する時期を避けるなど、ご協力をお願いします。

※市民税・都民税申告書および所得税の確定申告書の用紙は、市役所(両庁舎)、各出張所で配布しています。所得税の確定申告書は、国税庁HPでダウンロードや作成することができますので、ぜひご利用ください。国税庁HP <http://www.nta.go.jp>

※各会場とも、車での来場はご遠慮ください。

※土・日曜日、祝日を除きます。

税務署からのお知らせ(2面) →

エフエム放送「西東京市からののお知らせ(84.2MHz)」放送中! この面の内容は、2月3日(火)・6日(金)の①午後0時45分 ②午後8時から放送予定です。